

住宅履歴書 ieStory

- おうちアルバム -



**住宅履歴書ieStoryの作成と、
作成後施主様へお渡しいただくことは、
関西家・街プロジェクトのルールです**

- ・長期優良住宅
- ・低炭素住宅
- ・ゼロエネルギー住宅



¥5,000円（税別）

住宅履歴書ieStoryファイル作成を共通ルールとし、以下の図書等をファイルに綴じ、お施主様にお渡ししていただくことを厳守することを明記しております。

- ・確認申請図書
- ・工事写真ファイル
- ・各住宅関連図書（長期優良・低炭素・ゼロエネ）
- ・その他

※当事務局では空のieStoryファイルを郵送をさせていただきます。図書等の挟み込みはビルダー様にてお願いしております

※住宅履歴書ieStoryファイルは有償としております

※住宅履歴書ieStoryファイルは長期優良・低炭素・ゼロエネ住宅のすべての施主様にお渡しいただく必要があります

長期優良住宅について

長期優良住宅は、「長く住み続けられる住宅」として、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づき、その建築の性能と、維持保全に関する計画（「長期優良住宅建築等計画」といいます。）について審査を受け、基準をクリアしているという認定を受けています。その認定を受けた住宅を、「認定長期優良住宅」といいます。

長期優良住宅の認定を受けた者（以下、認定計画実施者）は、長期的な利用を可能とする優良な住宅を実現するために、

- ・認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく維持保全を行うこと
- ・維持保全状況に関する記録を作成し、適切に保存すること
- ・所管行政庁の求めに応じて維持保全状況について報告を行うこと

が、法律によって義務付けられています。

○長期優良住宅の認定を受けるには、建築後の住宅の維持保全の方法が、30年以上の長期にわたり、良好な状態で使用するために誘導すべき基準に適合することが必要です。計画の認定を受けた方（認定計画実施者）は、認定の際に作成した維持保全計画書をもとに、定期的に点検を実施し、維持保全に関する状況を記録し、保存しなければなりません。

※施工後、各行政庁により認定計画実施者による適切な維持保全、記録の作成・保存が行われているかを確認するために、同法12条に基づく認定長期優良住宅の維持保全状況に関する調査 が開始されました。

維持保全計画を行っているかの提出を求められるケースが出ております。

<<お問合せ先>> 関西家・街プロジェクト協議会

〒553-0003 大阪市福島区福島7丁目20-1

KM西梅田ビル14F

株式会社イワイ 企画部 野坂/世一/李

TEL : 06-4797-7888

mail : iemachi@iwaiwoods.co.jp

住環境創造
iwai
株式会社イワイ